

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに当該届出に係る書類を、この公告の日から4月間静岡市経済局商工部商業労政課、葵区地域総務課及び駿河区地域総務課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、この公告の日から4月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年12月28日

静岡市長 難波 喬 司

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 クリエイトS・D清水辻店
所在地 静岡市清水区辻一丁目105-1外5筆

2 変更した事項

（1）大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）クリエイトS・D清水辻店
（変更後）クリエイトS・D清水辻店

（2）大規模小売店舗を設置する者の法人代表者の氏名

（変更前）代表取締役 廣瀬 泰三
（変更後）代表取締役 瀧屋 幸彦

（3）大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名

（変更前）代表取締役 廣瀬 泰三
（変更後）代表取締役 瀧屋 幸彦

3 変更の年月日

（1）令和4年9月22日

(2)(3) 令和5年9月1日

4 届出年月日

令和5年12月20日